

一般社団法人幡多広域観光協議会 観光地域づくり推進員（高知県地域おこし協力隊）

募集要項

幡多広域観光協議会がある、「幡多（はた）地域」は、高知県の西部に位置し、「四万十・足摺エリア」の名前で知られており、国内屈指の自然体験の宝庫です。そして地域内の3市2町1村の魅力を地域外の皆さんにPRして、地域内への誘客増に取り組んでいる「地域連携DMO」が幡多広域観光協議会です。

この幡多地域の山、川、海を遊びつくす100を超える自然体験プログラム「はた旅体験プログラム」は、初めての方や子供も安心して参加できるものから、本格的なアウトドアスポーツまでご用意しています。離島を除き、東京から一番時間距離が遠い地域ですが、全国に誇る、自然、体験、食を実際に体験していただきたく、その魅力をお届けしています。

こうした地域の強みや観光資源を生かし、各種観光動向を踏まえたマーケティングを行いながら、滞在型観光プランを企画、実施し、観光地域づくりに意欲的に取り組んでいただける方を募集します。

1 名称

- (1) インターン型観光地域づくり推進員（以下、「インターン生」という。）
- (2) 観光地域づくり推進員（以下、「推進員」という。）

※雇い入れから2週間以上2ヶ月以下の期間、インターン生として活動を実施した後、インターン生と弊社の双方の合意を得た上で、推進員として雇用します。

2 雇用形態

一般社団法人幡多広域観光協議会の職員として雇用します。

なお、高知県から「インターン生」及び「推進員」として委嘱されますが、委嘱に伴う県との雇用関係はありません。

3 採用予定数

1名

4 業務内容

- (1) マーケティング（観光動向調査等）に関すること
- (2) 広域エリアの観光戦略に関すること
- (3) 複数の市町村をまたがる滞在型の観光プランづくりと実行に関すること
- (4) 観光資源の発掘、磨き上げに関すること
- (5) その他、幡多地域の広域観光の推進に関する業務

5 勤務条件

- (1) 任用期間

ア インターン生

雇い入れの日から2週間以上2ヶ月以下。初月は雇い入れの日から雇い入れの日の属する月の末日までとし、翌月以降は1ヶ月単位とします。インターン生と弊社の双方の合意がある場合に限

り、1ヶ月単位で短縮できます。

イ 推進員

雇い入れの日から雇い入れの日が属する年度の末日（3月31日）まで。

※最長で委嘱の日から3年まで延長することができ、年度単位で延長（最長令和8年3月31日まで）

(2) 給与等

ア インターン生

(ア) 給与月額 142,400円

(イ) 期末手当：なし

(ウ) 通勤手当：なし

(エ) 時間外勤務手当：なし

イ 推進員

(ア) 給与月額 172,200円

(イ) 期末手当 弊社規定に基づき支給します。

(ウ) 通勤手当 弊社規定に基づき支給します。

(エ) 時間外勤務手当 弊社規定に基づき支給します。

(3) 活動拠点

一般社団法人幡多広域観光協議会 事務所（高知県四万十市駅前町15-16）

(4) 勤務日数等

ア インターン生

月16日

原則、土曜日及び日曜日、祝日は休日としますが、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。

イ 推進員

月平均所定労働日数 21日

原則、土曜日及び日曜日、祝日は休日としますが、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。

(5) 勤務時間

午前8時30分から午後5時30分まで（うち1時間は休憩）

(6) その他

ア インターン生

(ア) 活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与します。

(イ) 勤務日以外は副業も可能です。

(ウ) 住居は、弊社が用意する住宅に居住していただきます。借り上げ料は弊社が負担します。ただし、水道光熱費、通信費、燃料費等は個人負担となります。

イ 推進員

- (ア) 弊社規定に基づく有給休暇等があります。
- (イ) 社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）へ加入します。
- (ウ) 活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与します。
- (エ) 勤務日以外は副業も可能です。
- (オ) 住居は、弊社が用意する住宅に居住していただきます。借り上げ料は弊社が負担します。ただし、水道光熱費、通信費、燃料費等は個人負担となります。

6 応募及び採用

(1) 応募期間

令和5年3月31日（金）まで

※ただし、一定数の応募があった場合は、その都度選考を実施し、選考の結果、採用候補者が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

(2) 応募要件

次のアからカまでのいずれにも該当する方が応募できます。

ア 地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れ、採用日時点で20歳以上の方

イ 次のアからウに掲げる地域から、生活の拠点を本県内の過疎、山村等の地域に滞在することができ、インターン生終了後は、住民票を移動させる方（ただし、「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動が2年以上、かつ解嘱1年以内）で、生活拠点を本県に移し、住民票を移動させる方を除く。）

(ア) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「指定地域」という。）以外の都市地域

(イ) 3大都市圏外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、指定地域以外の都市地域

(ウ) 3大都市圏外の一部条件不利地域、もしくは都市地域のうち、条件不利地域以外の区域

ウ 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方

エ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる方

オ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方

(3) 応募方法

採用を希望される方は、次のアからウの書類を添えて、(6)の申込先に、直接持参、又は郵送でお申し込みください。(郵送の場合は「特定記録」等により確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。)

なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。個人情報保護条例により、取得した個人情報は弊社採用業務のために使用し、採用目的以外に使用することはありません。

ア 所定の応募用紙(写真添付)

イ 住民票の抄本(令和4年12月1日以降に取得した住民票の写しとします。)

ウ 過去に地域おこし協力隊員であった方

(ア) 委嘱(任用)された日が確認できる書類(例:委嘱状など)

(イ) 退職日が確認できる書類(例:任用自治体からの保険資格喪失書類など)

(4) 選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

提出された応募書類による選考を行います。結果は募集締切日の7日後程度を目安(ただし、一定数の応募があった場合に、その都度選考する場合を除く)に、応募用紙に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

イ 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記アの書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から7日程度を目安に、応募用紙に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

ウ 採用

令和5年4月以降(※)

※採用決定以降、早めに勤務開始していただくことが望ましいですが、弊社採用担当者にご相談していただいた上で、勤務開始日を決定します。

エ その他

前記ア及びイの結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。

(5) 会社説明等

事前に会社説明などを受けたい場合は、個別に担当者や関係者の話を聞くことができます。

Z o o mミーティングで行いますので、遠方の方もお気軽にご連絡ください。

(6) お問い合わせ・お申し込み先

一般社団法人幡多広域観光協議会（担当：東（ひがし）、三浦）

〒787-0014

高知県四万十市駅前町 15-16

TEL : 0880-31-0233

FAX : 0880-31-0660

E-MAIL : syuryo@hata-koiki.com